

憲法に関する主な論点（論点表）

第二章 戦争の放棄（安全保障・国際協力）

主な論点とその関係条文

9条改正の要否については、全体として、憲法を現実に合わせて改正すべきとの考え方がある一方、憲法9条を堅持し、現実を憲法に合わせて是正していくべきとの考え方がある。

| 関係する 条文 | 改憲の必要性等 論点 | 改憲の必要性等 | | |
|---------------------------------------|----------------------------|---|---|---|
| | | A 明文改憲が必要 | B 明文改憲までは必要ないが、 立法措置（立法による補充）が 必要 | C いずれも必要ない |
| 9条 | 自衛隊の位置付け | A 1 自衛隊を憲法に位置付けるべき。 | | C 1 現状のとおりとする。 C 2 9条の理念に合わせて、自衛隊の解消を図るべき。 |
| | | A 2 「国防軍」「自衛軍」として憲法に位置付けるべき。 | | |
| | 自衛権 （個別的・集団的） | A 1 個別的自衛権を憲法に明記すべき。 （この場合、自衛権の発動要件・限界等も併せて規定すべきとの意見もある。） | | C 1 自衛のための必要最小限度の武力行使を認めつつ、9条を堅持すべき。 |
| | | A 2 集団的自衛権の行使を、憲法改正により認めるべき。 （この場合、集団的自衛権行使の限度も併せて規定すべきとの意見もある。） | ・政府の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を、安全保障基本法の制定により認めるべき。 | C 2 集団的自衛権の行使を認めるべきではない。 |
| 【自衛権に関連する論点】 日米安全保障条約・ 在日米軍基地問題 | ・憲法に外国軍隊の駐留を認めないとの規定を置くべき。 | B 1 9条の精神に沿って、日米安保条約を解消すべき。 B 2 日米地位協定を改定すべき。 | C 1 日米安保は現実的な安全保障政策である。 C 2 現実には日米同盟を前提に考えざるを得ないが、国連中心主義を重視すべき。 | |
| (9条) | 国際協力 | A 1 非軍事に限った国際協力について、憲法に規定を置くべき。 【現行憲法と同様、「武力行使」は禁止。[]】 | B 1 非軍事に限った国際協力について、基本法等を制定すべき。 【現行憲法により「武力行使」は禁止。[]】 | ・現状のとおりとする。 |
| | | A 2 軍事を含めた国際協力（集団安全保障）について、憲法に規定を置くべき。 【「武力行使」も行えるよう憲法を改正する。】 | B 2 軍事を含めた国際協力（集団安全保障）について、基本法等を制定すべき。 【現行憲法下でも、国連決議等がある場合に、「武力行使」が可能と解釈。】 | |
| | 核兵器の廃絶等 | ・核兵器の廃絶や非核三原則を、憲法に明記すべき。 | ・非核三原則を法制化すべき。 | ・現状のとおりとする。 |

[] この場合でも、自己の生命・身体等を防護するための必要最小限の「武器の使用」は、「武力行使」に当たらないとされる（政府解釈）。

（参考）上記以外の条文

| | |
|------|--|
| (なし) | |
|------|--|